津市スポーツ大会出場報奨金交付要綱

令和３年３月２４日訓第１４号

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市におけるスポーツの振興及び競技力の向上を推進するため、スポーツ大会に出場した個人又は団体に対して、スポーツ大会出場報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「スポーツ大会」とは、スポーツに係る大会であって、次に掲げるものをいう。

⑴　全国的規模の大会において優秀な成績を収めた結果又は主催者等の推薦をもって出場する国際的規模の大会

⑵　地域の予選大会又は三重県大会において優秀な成績を収めた結果又は主催者等の推薦をもって出場する全国的規模の大会

⑶　地域の予選大会又は三重県大会において優秀な成績を収めた結果又は主催者等の推薦をもって出場する東海大会以上の規模の大会

⑷　前３号に掲げるもののほか、全国的な組織が主催する全国的規模の大会（次条第１項に規定する交付対象者が優勝又は準優勝を収めた大会に限る。）

２　この要綱において「世界選手権大会及びアジア競技大会」とは、スポーツ大会のうち、公益財団法人日本オリンピック委員会に加盟する団体が競技者を派遣する世界選手権大会、公益財団法人日本オリンピック委員会が競技者を派遣するアジア競技大会、日本パラリンピック委員会に加盟する団体が競技者を派遣する世界選手権大会及び日本パラリンピック委員会が競技者を派遣するアジアパラ競技大会をいう。

（交付の対象）

第３条　報奨金は、本市の区域内に住所を有する者又は本市の区域内に所在する団体（本市の区域内に住所を有する者が１人以上所属している団体に限る。）であって、スポーツ大会に競技者として出場したもの（以下「交付対象者」という。）に対して、これを交付するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者又は団体に対しては、報奨金を交付しないものとする。

⑴　次に掲げるスポーツ大会に出場した者又は団体

ア　国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、ねんりんピックその他三重県が選手団を結団して出場する大会（当該大会の予選大会を含む。）

イ　公益財団法人日本中学校体育連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟その他これらに類する組織が主催又は共催する大会

⑵　スポーツを職業として報酬を得ている者

⑶　本市の区域内に住所を有する者がスポーツ大会に競技者として出場していない団体

⑷　スポーツ大会に出場し、津市オリンピック・パラリンピック競技大会出場選手激励金交付要綱（平成２８年津市訓第５８号）の規定に基づく激励金の交付を受けた者又は津市全国高等学校野球選手権大会等出場激励金交付要綱（平成３１年津市訓第２０号）の規定に基づく激励金の交付を受けた高等学校

（報奨金の額）

第４条　報奨金の額は、別表に掲げる額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

２　報奨金の交付は、同一の交付対象者につき、同一のスポーツ大会において１回限りとする。

３　同一年度内における報奨金の交付は、同一の交付対象者（個人に限る。）につき、別表に掲げる大会区分ごとに３回を限度とする。ただし、世界選手権大会及びアジア競技大会については、この限りでない。

４　交付対象者（団体に限る。）が報奨金の交付を受けたときは、当該交付対象者の選手としてスポーツ大会に出場した者に報奨金の交付があったものとみなして前項本文の回数を計算するものとする。

（交付の申請）

第５条　報奨金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、スポーツ大会の終了日の翌日から起算して１月が経過する日又はスポーツ大会の終了日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、スポーツ大会出場報奨金交付申請書（第１号様式）を市長に提出するものとする。

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による提出があった場合は、その内容を審査の上、報奨金の交付の可否を決定し、スポーツ大会出場報奨金交付決定（却下）通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第７条　市長は、偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けたときは、報奨金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に報奨金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この訓は、令和３年４月１日から施行する。

２　津市スポーツ奨励補助金交付要綱（平成１８年津市訓第３７号）は、廃止する。

別表（第４条関係）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">大会区分</th><th rowspan="2">開催地</th><th colspan="2">報奨金の額</th></tr>
<tr><th>個人１人当たりの限度額</th><th>団体に交付する場合の限度額</th></tr>
<tr><td rowspan="5">国際的規模の大会</td><td rowspan="2">世界選手権大会及びアジア競技大会</td><td>国外</td><td>５０，０００円</td><td>７５０，０００円</td></tr>
<tr><td>国内</td><td>２５，０００円</td><td>３７５，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の国際的規模の大会</td><td>国外</td><td>３０，０００円</td><td>４５０，０００円</td></tr>
<tr><td>国内</td><td>１５，０００円</td><td>２２５，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">全国的規模の大会</td><td>中部及び近畿地方以外</td><td>１２，０００円</td><td>１８０，０００円</td></tr>
<tr><td>中部及び近畿地方（三重県を除く。）</td><td>９，０００円</td><td>１３５，０００円</td></tr>
<tr><td>三重県内</td><td>６，０００円</td><td>９０，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">東海大会以上の規模の大会（国際的規模の大会及び全国的規模の大会を除く。）</td><td>中部及び近畿地方以外</td><td>４，０００円</td><td>６０，０００円</td></tr>
<tr><td>中部及び近畿地方（三重県を除く。）</td><td>３，０００円</td><td>４５，０００円</td></tr>
<tr><td>三重県内</td><td>２，０００円</td><td>３０，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="5">〔備考〕
団体に交付する場合の交付額は、個人１人当たりの限度額に当該団体から競技者としてスポーツ大会に出場した本市の区域内に住所を有する者（以下「出場者」という。）の人数を乗じて得た額とする。ただし、第４条第３項の規定による交付回数の限度を超える出場者があるときは、当該出場者については、人数に含まないものとする。</td></tr>
</table>

第１号様式（第５条関係）

スポーツ大会出場報奨金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）
住所
申請者　団体名
氏名（代表者）
電話番号

スポーツ大会出場報奨金の交付を受けたいので、津市スポーツ大会出場報奨金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて申請します。

１　大　会　名

２　開 催 場 所　　都・道・府・県

３　大 会 期 間　　年　月　日　～　　年　月　日

４　交付申請額　　円

５　添 付 資 料

⑴　出場したスポーツ大会の開催要項等大会内容が分かる書類

⑵　予選大会の開催要項及び結果が分かる資料又は推薦により出場したことを証明する書類

⑶　出場選手名簿

⑷　大会成績結果が分かる書類（団体による申請にあっては、出場選手が分かる書類を含む。）

第２号様式（第６条関係）

スポーツ大会出場報奨金交付決定（却下）通知書

（記号番号）

年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

年　　月　　日付けで申請のありましたスポーツ大会出場報奨金の交付については、津市スポーツ大会出場報奨金交付要綱第６条の規定により次のとおり　決定／却下　したので通知します。

１　大　会　名

２　交付決定額　　円

３　却下理由（却下した場合に限る。）